

平成30年6月15日

南相馬市農業委員会  
6月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年6月15日(金)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	欠
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 紺野 明重

鹿島区 北山 一郎

原町区 門馬 勝弘

原町区 木幡 栄

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光

副主査 島 健太郎

農政課主事 肥田野勝弘

次長 齋藤 ひとみ

主事 平田 幸子

農政課主事 佐藤 毅司

主査 山本 将之

農政課主査 佐藤 俊文

#### 4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 17号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 18号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 19号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 20号 違反転用事案の報告について
- 日程第 7 報告第 21号 農地法第 18条第 6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 22号 総務企画専門委員会の報告について
- 日程第 9 議案第 63号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 10 議案第 64号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 11 議案第 65号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 12 議案第 66号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第 13 議案第 67号 農地法第 3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 14 議案第 68号 農地法第 3条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 15 議案第 69号 農地法第 4条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 16 議案第 70号 農地法第 5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 17 議案第 71号 農地法第 5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 18 議案第 72号 農地法第 5条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 19 議案第 73号 農地法第 5条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより平成30年6月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は12番委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号10番佐々木教喜委員、11番半谷眞知子委員、13番宮川フジコ委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2諸般の報告を行います。まず、5月22日に、平成30年度南相馬市農業者年金協議会代議員会が鹿島区万葉ふれあいセンターで開催され、平成29年度の事業報告及び収支決算などの報告4件、平成30年度事業計画(案)についてをはじめとする議案4件が審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。次に、5月25日に、福島県農業者年金協議会第43回通常総会が福島市のJA福島ビルで開催され、議案5件について審議し、原案のとおり決定したところであります。また、総会終了後に、平成30年度農業者年金加入推進特別研修会に事務局職員とともに出席し、農業者年金制度の概要についてをはじめとする4項目に関し、研修を受けてきたところであります。次に、5月29日に、浜通り地方農業委員会協議会主催による吉野正芳復興大臣への要望等が東京都で開催され、要望書を大臣へ手渡し、浜通り地方の東日本大震災と原子力災害からの復旧・復興のための要望を行ったところであります。また、翌5月30日には同じく東京都で開催された県選出国会議員との懇談会及び平成30年度全国農業委員会会長大会に出席し、県選出国会議員には、農地利用の最適化の取り組みを強化するための政策提案などを行うとともに、全国農業委員会会長大会では、農地利用の最適化の取り組みを強化するための政策提案を初めとする4件の決議を行ったところであります。次に、6月10日に、原町区雫地区で開催された第69回全国植樹祭に出席し、植樹を行うとともに、記念式典にも参加をしたところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第17号、専決処分の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第17号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。今回、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出

がございました。内容につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第18号、農業経営基盤強化事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員からの説明を求めます。

7番委員 　　報告第18号についてご説明いたします。去る5月28日、午後3時より南相馬市役所北庁舎2階会議室において、申出人、公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第二課の担当者1名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容の所有権移転の手續についてですが、前段、公社の担当者より農地売買事業について説明をいただき、申請人についての聞き取りの後、価格について協議となりました。申し出のあった農地については10a当たり35万円で、公社が購入することになりました。売買代金は10a当たり35万円で計算しますと、田2筆3,792㎡で1,327,200円となり、公社手数料として1%の13,200円を公社で差し引き、支払い額は1,314,000円となります。この件は、議案第63号、11ページの農地利用集積計画に載せてありますので、後程、協議の方よろしく願います。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第19号農業経営基盤強化事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の5番委員から説明を求めます。

5番委員 　　報告第19号について説明いたします。去る5月28日午後4時より、南相馬市役所北庁舎2階会議室において、申出人、公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第二課の担当者1名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしま

した。協議内容の所有権移転の手続について、前段、公社の担当者より農地売買事業について、説明をいただき、申請人について聞き取りの後、価格の協議となりました。申し出のあった農地については、10a当たり35万円で公社が購入することとなり、売買代金は10a当たり35万円で計算すると、田4筆、9,295㎡で3,253,250円となり、公社手数料として1%の32,500円を公社で差し引き、支払い額は、3,220,750円となります。この件は、議案第63号、11ページの農地利用集積計画に載せてありますので、後ほど協議の方よろしくお願いたします。以上です。

議 長            ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長            次に、日程第6、報告第20号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局           報告第20号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、昭和56年3月頃に亡き父が、幼稚園の園舎を建設するために貸出し、現在は周辺住民への駐車場として貸出しています。平成28年9月に父が亡くなり、相続をする際に、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成7年頃に亡き父が北側市道拡張工事のための車両置場及び資材置場として貸出しました。その後10年間は石材置場として使用し、今は近隣住民のための貸駐車場として使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については寺への入り口がわかりにくかったため、市道脇の法面に昭和62年頃に近隣住民の寄付により石碑を建てました。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番については、昭和55年頃にライスセンター及び倉庫を整備した際に、農地に越境して建物を建築してしまいました。今回、この土地について調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長            ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第21号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第21号についてご説明いたします。議案書の8ページになります。今回1件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第22号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。総務企画専門委員長からの報告を求めます。

総務企画委員長 報告第22号の総務企画専門委員会開催報告をいたします。

- 1、開催日時、平成30年6月11日曜日午前9時30分から午前11時25分まで
- 2、場所、南相馬市労働福祉会館2階会議室
- 3、出席者は記載のとおりです。
- 4、協議概要
  - (1) 農業委員会事務の実施状況等の公表について  
平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について事務局案に対する検討を行い、別添により福島県に提出することを決定した。  
平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局案に対する検討を行い、別添により福島県に提出することを決定した。
  - (2) 平成31年度農業施策の要望(案)について  
事務局案に対する検討を行い、別添により福島県農業会議に提出すること

を決定した。

(3) 福島県下農業委員会大会に併せた視察研修の実施について

1、福島県下業委員会大会

開催予定日 平成30年11月13日火曜日の午後

開催場所 福島市のパルセいいざかの予定

2、視察研修

平成30年11月13日火曜日に開催予定の福島県下農業委員会大会に併せて、視察研修を行うことに決定した。今後、事務局が作成する研修先や行程等の案に基づき協議を行うこととした。

実施予定日、平成30年11月12日月曜日から平成30年11月13日火曜日の正午まで

視察研修先、未定

予算措置、平成30年度当初予算に農業委員及び農地利用最適化推進委員47名、事務局職員及び運転手3名分の1泊2日の旅費を予算化しております。

なお、詳細内容につきましては、4ページから21ページを後ほどご覧いただきたいと思います。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第9、議案第63号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第63号についてご説明いたします。議案書の10ページから30ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第63号について説明いたします。議案書の11ページから30ページとなっております。今回、所有権移転が2件、利用権設定が284件とな



っており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、農地の貸借情報を一つの目安としまして、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。  
4 番委員。

4 番委員 利用権設定関係の 25 ページの 198 番、この方、死亡していると思うんですけども、確認願います。以上です。

議 長 事務局。

農政課担当 お質しのありました、議案書 25 ページ、198 番の案件につきまして、事務局のほうで再度農業振興公社と貸し手、改善組合の方と確認を取りたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

議 長 4 番委員よろしいですか。

4 番委員 はい。

議 長 その他、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたしますが、4 番委員から指摘のありました 198 番の案件については、次の定例総会までに対応願います。

議 長 次に、日程第 10、議案第 64 号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号 19 番を先に審議いたします。農業委員会法第 31 条の規定により、2 番委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局から整理番号 19 番の説明を求めます。

事務局 議案第 64 号の整理番号 19 番についてご説明いたします。議案書の 33 ペー

ジになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第64号整理番号19番について説明いたします。議案書33ページになります。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の貸し借りを行うものとなっております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 2番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局から議案第64号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第64号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の31ページから33ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第64号の残りすべてについて説明いたします。議案書32ページから33ページとなっております。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として、福島県農業振興公社を通し、農地の貸し借りを行うものとなっております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願います。

たします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第65号、農地利用規程の認定に係る意見を求めることについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第65号についてご説明いたします。議案書の34ページ及び別冊1になります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第65号について説明いたします。議案書の別冊1になります。南海老地区において、農用地利用規程を定め、農業委員会の意見を求めるものであります。申請団体、南海老営農改善組合については、組合の構成員数68名となっており、現在の経営面積37.1haから、目標として78.8haまで集積する計画となっております。その他、地域の位置図、組合の規約、構成員などは記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第66号、農地利用規程の変更に係る意見を求めることについてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、10番委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第66号についてご説明いたします。議案書の35ページから43ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 原町南部地区の農用地利用規程の変更をすることに、意見をお願いしたいと思っております。昨年7月18日に続き2回目の変更のお願いであります。変更させていただく箇所につきましては、42ページです。改正前につきましては、担い手が農業生産法人1社だけあったところを変更させていただきまして、3社になります。また、現状の経営面積、66.9ha、20.0ha、21.4ha、平成32年の目標が100ha、28.8ha、21.4haということで、規約を変更させていただきたいと思っております。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 10番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をします。

議 長 次に、日程第13、議案第67号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第67号についてご説明いたします。議案書の44ページから46ページ

になります。詳細につきましては記載のとおりです。補足を要する案件について、ご説明いたします。申請番号8番については、議案第68号申請番号1番関連の案件で、所有権移転と貸借を行う農地面積を合計すると、経営面積が5,000㎡以上となります。次に、申請番号9番については、議案第68号申請番号3番関連の案件で、所有権移転と貸借を行う農地面積を合計すると経営面積が5,000㎡以上となります。次に、申請番号12番については、議案第70号申請番号1番関連の案件です。次に、申請番号13番については、現況地目が税務課確認中となっており、震災前に何らかの建物が建っていたことから、宅地となっておりますが、現在、建物は取り壊されており、現地確認を依頼した調査担当委員からは、しっかり耕されている農地の様相であったとの報告がありました。すべての案件について、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査担当委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第68号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第68号についてご説明いたします。議案書の47ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。申請番号1番については、議案第67号申請番号8番関連の案件です。申請番号2番については、議案第67号申請番号9番関連の案件です。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査担当委員から、補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15号、議案第69号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第69号についてご説明いたします。議案書の48ページから49ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号3番及び4番については報告第20号整理番号1番及び2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、5番委員。

5番委員 議案第69号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は1ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る6月12日午前9時45分より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査を実施いたしました。調査項目に基づき、調査した結果、基準を満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番について、15番委員。

15番委員 議案第69号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る6月12日午前10時頃より、申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 次に、申請番号3番について、17番委員。

17番委員 議案69号申請番号3番について調査結果を報告いたします。所在から申請事由は記載のとおりでありまして、現地案内図は3ページです。去る6月9日夕方、

電話で申請人に調査項目に準じ、聞き取り調査した結果、当時、農地転用許可を得なかった農地でありまして、立地基準、一般基準ともに何ら問題なく相当であると聞き取り調査をいたしました。皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 次、申請番号5番につきまして、18番委員。

18番委員 議案69号申請番号5番の調査の報告をいたします。案内図は5ページでございます。所在から申請事由までは記載のとおりです。6月9日午前6時30分より、申請人立ち会いのもと調査項目に基づいて調査した結果、立地基準、一般基準すべて満たしていると判断しました。皆様方の審議よろしくお願いたします。

議 長 次、申請番号6番につきまして、7番委員。

7番委員 議案第69号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る6月9日午後5時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 次、申請番号4番については、現地調査員、12番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第69号申請番号4番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は4ページです。去る6月8日午前10時より、申請人と代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。なお、この案件は報告第20号整理番号2番関連の案件です。調査書の調査項目に基づき、聞き取り確認をした結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。以上、12番委員より連絡がありましたので報告いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第70号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第70号についてご説明いたします。議案書の50ページから52ページになります。申請番号1番から3番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番につきましては、申請地の西側の境界が公図の線引きと実際の境界に違いがあり、土地の一部を隣接者に譲渡することとなり、事業面積が減少したため、事業計画を変更するものです。なお、こちらは、議案第67号申請番号12番の関連案件となっております。続きまして申請番号2番につきましては、議案第71号申請番号3番関連の案件となっております。住宅敷地及び鶏舎を整備する目的で転用許可を受けており、土地の造成工事を完了している状態です。許可当時、市外に事業者の生活拠点があり、原町市へ転居するために住宅を建築予定でありましたが、許可後に、仕事の都合で現在まで市外での生活を継続することとなり、今後も許可地への住宅建築の予定がないことから、申請地の所有権を移転し、承継者が資材置場や駐車場等を整備するために、事業計画を変更するものです。続きまして申請番号3番につきましては、議案第71号申請番号4番関連の案件となっております。許可の転用事業者の体調がすぐれないため、安定した経営を行うことが難しく、やむを得ず事業を断念することとなったため、所有権を移転し、承継者が、事務所や機材置場及び駐車場を整備するために、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、10番委員。

10番委員 議案第70号申請番号1番について報告いたします。6月12日午前10時から行政書士、立ち会いのもと現地調査を行いました。案内図は7ページ、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、一般基準、立地基準とも問題ありませんでしたので報告いたします。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号3番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第70号申請番号3番について報告いたします。これは、議案第71号の4番と同じですので、議案第71号申請番号4番のときに報告させていただきたいと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務



局から報告をお願いいたします。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局から代わって報告いたします。議案第70号申請番号2番については、後ほど議案第71号申請番号3番にて、合わせて報告させていただきます。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第71号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号1番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、10番委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議長 再開をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第71号申請番号1番についてご説明いたします。議案書53ページとなります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第20号整理番号4番関連の案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第71号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。6月13日午前8時30分頃より、譲受人、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載の通りですが、この案件については、先ほど事務局より説明のありました報告第20号整理番号4番の関連のものです。申請事由としては、今回、乾燥施設を増設するために判明したもので、昭和55年頃にライスセンター及び倉庫を整備した際、農地とは知らず越境して建設してしまったこと。また、この面積の一部は、敷地内の通路にもなっており、舗装してあります。引き続きライスセンター用地として

使用するために必要な転用申請です。調査書の調査項目に基づき、譲受人、譲渡人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていることは判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。10番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

（休議）

議 長 　　再開をいたします。事務局から議案第71号残り全部の説明を求めます。

事務局 　　議案第71号、残りすべてについてご説明いたします。議案書の53ページから55ページ、申請番号2番から8番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番につきましては、報告第20号整理番号3番関連の案件です。続きまして、申請番号3番及び申請番号4番につきましては、それぞれ、議案第70号申請番号2番及び、申請番号3番関連の案件となっております。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号2番について、4番委員。

4番委員 　　議案第71号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。6月11日月曜日午後1時30分頃より代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、この案件については報告第20号整理番号3番の関連のものです。申請事由としては、農地は寺の参道の入り口にあり、昭和62年頃に寺への入り口がわかりにくいことで、近隣に住まいの方々の寄附で案内の石碑を建てました。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明し、今後も引き続き石碑を設置するために必要な転用申請です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号4番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第71号申請番号4番について報告いたします。案内図は9ページです。6月12日午前9時頃、譲渡人立ち会いのもと現地現況を確認いたしました。この案件は議案第70号申請番号3番の関連です。承継者の変更でございます。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら問題ないものと判断してまいりました。排水先の水利組合の同意書も添付されております。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号5番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第71号申請番号5番の調査の報告をいたします。案内図は12ページでございます。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。6月9日午前6時30分頃より、譲渡人立ち会いのもと、調査した結果、立地基準、一般基準はすべて問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 次に、申請番号7番、8番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第71号申請番号7番と8番をあわせて、調査した結果を報告いたします。現地案内図は14ページです。所在から申請事由については記載のとおりであります。去る6月12日午前10時30分、代理人立ち会いのもと、調査をした結果、立地基準、一般基準ともに基準は満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 申請番号3番と6番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第71号申請番号3番につきましては、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は8ページとなります。なお、この案件は議案第70号申請番号2番関連の案件となっております。去る6月9日午前10時20分、代理人行政書士立ち会いのもと、現地確認を行い、調査項目に基づき、聞き取り確認をした結果、申請地への進入路が4m未満の道路となっておりますが、今回の申請は、資材保管のための建築物等の設置はない計画であることから、建築確認は不要であり、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。続きまして、議案第71号申請番号6番について、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案

内図は13ページになります。去る6月12日午前10時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取り確認を行いました結果、立地基準、一般基準ともに何ら支障ないと判断いたしました。以上、12番委員から、ご連絡がございましたのでご報告いたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第18、議案第72号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第72号についてご説明いたします。議案書の56ページから57ページ、申請番号1番及び3番並びに4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、土取工事に先立ち、木材を伐採するに当たり、伐採した木材の保管場所及び資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。続きまして申請番号3番については、業務を請け負ったことに伴い、作業を行う従業員用駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、6番委員。

6番委員 　　議案第72号申請番号1番について事前調査の報告をいたします。現地案内図は15ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る6月11日午後4時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、申請番号3番について、16番委員。

16番委員 　　議案第72号申請番号3番について、現地調査を行いましたので、報告をしたいと思っております。案内図は17ページになっております。所在から申請事由につい

ては記載のとおりであります。6月10日午前10時から代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。事由にも書いてあるとおり、近くに福島環境事務所の施設があり、そこで働く作業員ための駐車場として利用したいとの申請でございます。立地基準、一般基準とも、何ら問題ないと判断しました。皆様方のご審議よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 次、申請番号4番については、9番委員。

9番委員 議案第72号申請番号4番について報告いたします。案内図は18ページです。6月12日午前10時頃、代理人であります行政書士及び設定人、被設定人立ち会いのもと現地現況確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に日程第19、議案第73号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第73号についてご説明いたします。議案書の58ページから60ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番から3番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。直置き太陽光発電設備で、恒久転用となっております。続きまして、申請番号4番については、メガソーラー発電所の建設に伴う鉄塔建設工事用地としての一時的転用であり、転用期間は許可日から9カ月間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、8番委員。

8番委員 議案第73号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は19ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る6月12日午後2時頃より、施工業者の担当者立ち会いのもと、現地調査を行いました。設定

人、被設定人には電話で施工業者の担当者の立ち会いで調査することを話して確認しております。調査基準に基づき、立ち会いにより聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 申請番号 2 番につきまして、3 番委員。

3 番委員 議案第 7 3 号申請番号 2 番について現地の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。現地案内図は 2 0 ページとなっております。去る 6 月 1 0 日午前 9 時頃より、設定人立ち会いのもと、現地の確認をいたしました。一般基準、立地基準とも、満たしていると思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、申請番号 3 番につきまして、5 番委員。

5 番委員 議案第 7 3 号申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 2 1 ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る 6 月 1 2 日午前 1 0 時 1 0 分より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を実施いたしました。調査項目に基づき、調査した結果、基準を満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、申請番号 4 番について 1 4 番委員。

1 4 番委員 議案第 7 3 号申請番号 4 番につきまして現地調査を行いましたので、報告をいたします。案内図は 2 2 ページから 2 4 ページになります。6 月 1 2 日午前 1 0 時より、被設定人立ち会いのもと調査を行いました。詳細につきましては記載のとおりでございます。メガソーラー発電所から既設の送電線に接続をするための鉄塔の建設でありまして、鉄塔建設用地は転用であり、建設工事のための周辺の農地は一時転用で利用いたします。鉄塔予定地は 4 カ所ありまして、第 1 番目が 2 2 ページであります。次に、2 3 ページには 2 番目と 3 番目の鉄塔、そして、2 4 ページには 4 番の鉄塔が建つところございまして、3 番につきましては、用水路が隣接しておりますが、土砂の流出しないよう保護措置をとることを確認をいたしました。よって、4 カ所とも立地基準、一般基準とも問題なしと判断いたしました。皆さん方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。6 番委員。

6 番委員 申請番号 4 番についてなんですが、この案件は、鉄塔周辺工事用地の一時転用ということではありますが、鉄塔本体の部分の申請は必要ないのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 鉄塔本体の建つところに関しましては、許可不要の事業となっております。事前に事業計画書の提出が必要ですが、既に福島県に提出済です。以上です。

議 長 6 番委員。

6 番委員 了解しました。

議 長 その他質疑等があれば、9 番委員。

9 番委員 この 7 3 号議案の中で 3 件ほど太陽光設備云々とありましたが、5 月の定例会のときに現地調査をして、後日、電力会社の電柱等は設置無理だということで、取下げ申請があったと思うんですが、そういったことは、この 3 件においては、電力会社との承諾っていうか、そういったものは完全にフォローされているのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 系統連携承諾書などもすべて整っておりますので大丈夫だと思われませんが、近の電柱に接続できるかどうか確認します。

議 長 その他、質疑等があれば、はい、1 4 番委員。

1 4 番委員 先ほど、鉄塔を建てる場所は転用って申し上げましたが、私はこの現地で東北電力の担当の人に、転用か聞きましたら、ここの部分は転用になります、ということを知りましたので、報告したわけでありまして。以上です。

議 長 事務局。

事務局 先ほども説明したとおりですが、鉄塔本体が建つ所は、事務処理の手引きにも載っていますとおり、許可不要事業ということで事業計画書の提出をいただければ、転用可能なところになります。今回の申請番号 4 番は、その鉄塔建てるため

の周りの工事用地で一時転用なので、こちらに関しては、9カ月に工事が完了するということでございます。以上です。

議長 それでは暫時休議をいたします。

(休議)

議長 再開をいたします。議案第73号、その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議長 以上で本日本日予定いたしました報告6件、並びに議案11件、合わせて17件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の6月定例会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後3時00分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成30年6月15日

議事録署名人(10番・ササキ ノリヨシ)

印

議事録署名人(11番・ハンガイ マチコ)

印

議事録署名人(13番・ミヤカワ フジコ)

印